

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果の一覧表(国立国会図書館)

(別紙)

件数	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
1	独立行政法人 国立印刷局	官報公告等の掲載	池本幸雄 国立国会図書館 総務部会計課 東京都千代田区 永田町1-10-1	平成17年4月1日	4,777,500円	特定調達契約につき一般競争に付する場合等の公告、公示等は、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)第5条第1項の規定による「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号)第74条の読み替えにより、官報によって行わなければならないこととされており、官報の編集発行は独立行政法人国立印刷局のみが履行できるため。(会計法第29条の3第4項)	その他	(随意契約によらざるを得ない)	単価契約 735円ほか
1	1				4,777,500				

(備考)

(1) 各省庁が平成17年度に締結した随意契約のうち独立行政法人、特殊法人、認可法人及び公益法人並びに特定民間法人との間で締結したものについて記載すること(「特定民間法人」とは、公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)により、毎年12月に各府省が公表した退職した職員の「再就職状況の公表について」(過去3カ年分)において掲げられている民間法人及び各省庁が必要と認める法人をいう。)

(2) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十全に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること

(3) 緊急点検の結果は、「問題があるもの」、「見直しの余地があるもの」、「その他のもの」に分類すること

(4) 講ずる措置は、「18年度以降において当該事務・事業の委託等を行わないものとしたもの」、「一般競争入札等に移行したものの」、「一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの」に分類すること(ただし、緊急点検の結果、「その他のもの」に分類されたものについては、「-」とする。)

(5) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(6) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更しない範囲で変更・調整を行うことができる。